

【第2回久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者候補者選定委員会 会議録】

- 日 時 令和6年9月9日(月) 9時55分～10時25分  
○場 所 久留米市役所308会議室  
○出席者 日高艶子委員、佐藤真樹委員、野口明仁委員、高尾兼司委員、箔谷恵委員、  
小西敏博委員(6名全員出席)  
○開催形式 非公開

議事及び議決の状況

- 1 開会
- 2 報告
  - (1) 第1回選定委員会会議録の確認について(資料1)
  - (2) 第1回選定委員会での委員質問について  
－事務局から「(1)(2)」を一括して報告－  
《委員より質問・意見なし》
  - (3) 指定管理者募集に係る質問及び回答(資料2)  
－事務局から「(3)」を報告－  
《委員より質問・意見なし》
  - (4) 第1回選定委員会以降の経過報告(資料3)  
－事務局から「(4)」を報告－

- 委員 : 指定管理者への申し込みがないのはこれまでもあったのか。  
もし今回だけであるのなら、どういう要因があるのか教えて欲しい。
- 事務局 : これまで公募して申し込みがなかったことはない。  
今回の要因については、指定管理料を提示し業務の内容を示して公募しているが、人件費等の高騰により、指定管理料が合わないという判断でないかと考えている。
- 委員長 : 募集要項の2ページに運営に関する経費が、令和7年度から11年度の5年間で2億円で平均すると4,000万円になるが、先ほど報告があった1団体からは、最低賃金が引きあがった時は協議になるのかという質問があっており、リスク分担当のとおり協議は行わないという回答をしていて、その辺が影響しているのではないか。
- 委員 : 過去の指定管理料の実績が単年度で3,000万円弱であったと思うが、令和7年度からの5年間の経費では単年度4,000万円となっているが、それでも指定管理料が問題なのか。
- 事務局 : 前回公募した時は、仕様書の7ページの項目番号「16 送迎者の運行」が入っていなかったが、今回の公募ではこれを加えたので限度額を増やしている。

### 3 議題

#### (1) 今後の方針について（資料4-1、4-2）

－事務局から「(資料4-1、4-2)」を説明－  
＜事務局からの提案＞

選定方法は、候補者選定の特例で市外郭団体の下記の2団体に申込書類の提出を依頼したい。

「社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会」

「公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団」

委員長：事務局から説明と提案があり、今の指定管理者が当年度末までとなっているが、来年度からは誰も管理をしないという訳にはいかない。選定の方法としては、「候補者選定の特例」又は、「再募集」の方法があるが、事務局の提案としては、「再募集」では要項や仕様書等を一部変更する必要がある、変更にかかる検討期間や再公募の期間、選定期間等を考慮すると、十分な引継ぎ期間の確保が難しく、令和7年4月1日からの指定管理がスケジュール的に困難であるため、「候補者選定の特例」で選定を行いたい。また、候補者は市外郭団体の「社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会」と「公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団」を選定したいとの提案があった。

このことは委員会で決定して頂くことになるので、委員の皆様ご意見、ご質問をお願いしたい。

委員：「候補者選定の特例」でお願いした場合、相手は断ることはできないのか。

事務局：相手方には、依頼をする形になる。

依頼する2者から提案があれば、2者の中からのいい条件の方を選ぶことになる。現状、依頼予定である1者の社会福祉法人久留米市社会福祉協議会からは応募頂いてないので、応募をお願いするという形になる。

もし応募がなかった場合は、(資料4-2)に示している、「非公募」または、「指定期間の延長」という流れになる。

委員長：団体の判断になるので、(資料4-2)の応募があっても最低基準に到達しない場合もあるし、応募がない場合もありえる。その場合が、その次の「非公募」「指定期間の延長」という2つの方法に移行する。

「非公募」は、再協議が必要となる。「指定期間の延長」は今の指定期間の延長となるが金額等の調整が必要となる。

委員：今後の方針の資料の「1. 今後の流れの(1) 選定方法についての中で、『指定管理料の限度額の変更(増額等)はできない。』とあり、今回、応募がなかった原因が指定管理料の金額だと思うが、最終的に「非公募」や「指定期間の延長」で決まればいいが、金額的に折り合いがつかない場合は、限度額の変更はありえるのか。

事務局：「非公募」を選択した場合、予算について市議会の議決も必要であるため、現実的には、令和7年4月1日からの指定管理開始というスケジュールを考慮すると、金額の変更はかなり難しい。もう一つの方法としては、仕様書の中で業務を減らして対応する方法もあると思うが、令和7年4月1日からの指定管理開始というスケジュール的に難しい。

- 委員 : 利用者数が年間2万人程度で一カ月あたりにするとかなり少ない。その中でこれだけの予算を使うとバランス的に特定の人だけが恩恵を受けることになると思うが。
- 事務局 : 利用者数が年間2万人というのは施設が高齢者向けの施設であるためではないかと考えている。
- 委員長 : この施設が市内で唯一、高齢者を対象とした施設で、他の複合的な施設と違い入館料も無料で指定管理者が利益を生み出せる仕組みになってないという事情がある。
- そこを変えようとするのでなく条例を変えないといけなく、抜本的に施設の存在自体を検討する必要がある。やり方として、現段階では大きく変えないで、募集方法を変える方法があるがスケジュール的な制約があり、2つの選択を提案している。
- 委員 : 1点確認だが、今回の仕様で追加された「送迎車の運行」は、現況はどういう扱いになっているのか。今は、送迎車は動いていないのか。
- 事務局 : 現行、送迎車は運行しているが、別契約で指定管理者とは契約している。来年度の指定管理の仕様書には、これを含めた仕様書を考えている。
- 委員長 : 事務局から提案があったとおり、今後の指定管理者の選定方法は、「候補者選定の特例」で行うことでよろしいか。また、書類の提出は市の外郭団体である「社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会」及び「公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団」に提出を求めることでよろしいか。

《全委員了承》

- 委員長 : それでは、事務局からの提案のとおり、再選定をすすめていく。

#### 4 その他

- 事務局から、資料（**参考**■候補者選定の特例の今後のスケジュール）を説明、  
「第3回久留米市田主丸老人福祉センター 次期指定管理者候補者選定委員会」の日程調整表の返信を依頼—

《委員より質問・意見なし》

#### 5 閉会

以上